

大通達甲（人少）第9号
令和5年3月31日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

委託保護の運用について（通達）

被保護者の保護について、やむを得ない事情により保護室が使用できない場合における他の警察署長に対する被保護者の保護室への収容依頼（以下「委託保護」という。）は、「委託保護の運用について」（平成30年2月16日付け大通達甲（生企）第3号）により運用しているところであるが、この度、警察署における当番制度の運用開始に伴い、令和5年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 趣旨

保護取扱規程（昭和35年大分県警察本部訓令第17号）第15条第2項の規定に基づき、やむを得ない事情により保護室が使用できない場合において、他の警察署長に対し、委託保護をするための手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 委託保護の手続

(1) 事前協議

ア 委託保護をする警察署（以下「委託署」という。）の長は、委託保護をしようとする場合は、事前に委託保護を受託する警察署（以下「受託署」という。）の長に対して保護室の使用の可否を照会すること。

なお、原則として、委託署に隣接する警察署を受託署として選定し、照会するものとするが、隣接する警察署の保護室が使用中等の場合で委託保護に応じることができない場合は、その他の警察署の長に照会すること。

イ 受託署の長は、保護室の使用予定等を勘案し、受託の可否を決定して、委託署の長に回答すること。また、委託保護を行う場合は、委託署及び受託署の相互において、被保護者の生命及び身体の安全確保に支障がないよう、その監視体制等について事前に協議すること。

(2) 委託保護の依頼

委託署の長は、受託署の長と協議した結果を記載した委託保護依頼書（別記様式）に保護カードの写しを添付して、委託保護を依頼すること。

(3) 責任者の指定

委託署の長は、委託保護を実施するに当たり、委託署の生活安全課（生活安全刑事課を含む。）の巡査部長以上の階級にある者を責任者として指定した上で、他に指定した監視者2名以上とともに受託署に派遣すること。

(4) 受託署への搬送等

受託署への搬送、保護室収容中における監視及び保護解除に係る委託署への搬送等の業務は委託署が行うこと。

(5) 受託時の留意事項

受託署は、被保護者の収容を引き受ける際に、被保護者の健康状態及び所持金品等を保護カード等の記載内容に照らして確認すること。

3 責任の明確化

(1) 委託署の長と受託署の長は、互いに協力し、連携を図るとともに、被保護者の処遇、監視、解除、家族等への引渡し等の措置は委託署の責任において実施すること。

なお、派遣される委託署の従事者は、受託署の生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。以下同じ。）（執務時間外にあっては、当番責任者。以下同じ。）の指揮下に入ること。

(2) 被保護者の動静については、委託署員が保護監視簿（「被保護者の自傷事故等各種事故防止の徹底について」（令和2年2月13日付け大示達甲（人少）第5号）第1号様式）に確実に記録化し、その都度、受託署の生活安全課長に報告すること。

(3) 被保護者に係る事故等が発生した場合は、受託署は直ちに応急措置を講ずるとともに、委託署と協議して、その対応について調整を図ること。

4 関係簿冊等

(1) 委託保護における保護取扱いは委託署の取扱い件数とする。

(2) 委託署は保護カード（原本）、委託保護依頼書（写し）、保護監視簿（原本）を、受託署は保護カード（写し）、委託保護依頼書（原本）、保護監視簿（写し）をそれぞれ保管編てつすること。

（人身安全・少年課人身安全対策第二係）

別記様式

署長	副署長	刑事官	課長	係長	主任・係

警察署長 殿

警察署長

委託保護依頼書

依頼日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
被保護者	住所				
	氏名				
	生年月日	年 月 日生 (歳)			
健康状態	負傷	有・無 ()			
	病気	有・無 ()			
	特異事項	有・無 ()			
保護開始日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
保護解除予定日時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ				
委託署	搬送・監視 体制	任務	課・係	階級	氏名
		責任者			
		搬送・監視			
		搬送・監視			
		搬送・監視			
委託署保護主任者 又は当番責任者	階級	氏名			警電
受託署保護主任者 又は当番責任者	階級	氏名			警電
保護室入室日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
保護室退室日時	年 月 日 午前・午後 時 分				

※ 保護カードの写しを添付すること。

※ 受託署において保護室入室時間・退室時間を記入すること。